

京都市消防団施設新築等補助金交付規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第96号

京都市消防団施設新築等補助金交付規則の一部を改正する規則

京都市消防団施設新築等補助金交付規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市消防団拠点施設等新築等補助金交付規則

第1条中「という。）が」の右に「，消防団の機能強化等を図るために」を加え，「消防団の用に供する器具庫，詰所及びホース乾燥台（以下「消防団施設」という。）」を「消防団拠点施設（災害時に消防団の活動拠点となるよう，備蓄倉庫，資機材庫等の機能を備え，平時に消防分団等の訓練，研修等を行うことができる施設をいう。以下同じ。）及び付帯施設（ホース乾燥台，屋外掲示板その他消防団拠点施設に付帯する施設をいう。以下同じ。）（以下「消防団拠点施設等」という。）」に改める。

第3条第1項各号列記以外の部分中「消防団施設」を「消防団拠点施設等」に改め，「該当するもの」の右に「（新築等に要する経費が200,000円未満であるものを除く。）」を加える。

第4条第1項中「3分の2（耐震修繕（地震に対する安全性の向上を目的とした修繕をいう。以下同じ。）を含めた修繕又は耐震修繕と併せて行う模様替えに要する経費にあつては，5分の4）」を「5分の4」に改め，同条第2項各号を次のように改める。

- (1) 新築 8,000,000円
- (2) 耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的とした増築，改築，修繕又は模様替えをいう。） 4,800,000円
- (3) 増築又は改築（前号に該当するものを除く。） 3,600,000円
- (4) 修繕又は模様替え（第2号に該当するものを除く。） 2,000,000円

第4条第3項中「第2号」を削り，「既存の消防団施設に新たに便所，炊事場その他これらに類する施設を設置する」を「付帯施設の新築等を行う」に，「1,300,000円」を「2,000,000円」に改める。

第5条第2項中「消防団施設新築等補助金交付申請書」を「消防団拠点施設等新築等補助金交付申請書」に改め，同条第3項第1号中「消防団施設新築等計画書」を「消防団拠

点施設等新築等計画書」に改め、同項第2号中「消防団施設新築等収支予算書」を「消防団拠点施設等新築等収支予算書」に改め、同項第5号中「消防団施設」を「消防団拠点施設等」に改める。

第7条中「消防団施設新築等変更・廃止承認申請書」を「消防団拠点施設等新築等変更・廃止承認申請書」に改める。

第8条第1項中「消防団施設新築等実績報告書」を「消防団拠点施設等新築等実績報告書」に改め、同条第2項第1号中「消防団施設新築等収支決算書」を「消防団拠点施設等新築等収支決算書」に改め、同項第3号中「消防団施設」を「消防団拠点施設等」に改める。

第9条第2項中「消防団施設新築等補助金概算払請求書」を「消防団拠点施設等新築等補助金概算払請求書」に改める。

第1号様式中「消防団施設新築等補助金交付申請書」を「消防団拠点施設等新築等補助金交付申請書」に、「あて先」を「宛先」に改め、「主たる詰所等の」を削る。

第2号様式中「消防団施設新築等計画書」を「消防団拠点施設等新築等計画書」に改める。

第3号様式中「消防団施設新築等収支予算書」を「消防団拠点施設等新築等収支予算書」に改める。

「
第4号様式中 消防団施設新築等 変更
廃止 承認申請書 を
」

「
消防団拠点施設等新築等 変更
廃止 承認申請書 に改め、「主たる詰所等の」を削
」

り、「京都市消防団施設新築等補助金交付規則」を「京都市消防団拠点施設等新築等補助金交付規則」に、「消防団施設の」を「消防団拠点施設等の」に改める。

第5号様式中「消防団施設新築等実績報告書」を「消防団拠点施設等新築等実績報告書」に改め、「主たる詰所等の」を削る。

第6号様式中「消防団施設新築等収支決算書」を「消防団拠点施設等新築等収支決算書」

に、「あて先」を「宛先」に、「消防団施設の」を「消防団拠点施設等の」に改める。

第7号様式中「消防団施設新築等補助金概算払請求書」を「消防団拠点施設等新築等補助金概算払請求書」に改め、「主たる詰所等の」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市消防団拠点施設等新築等補助金交付規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付の申請がなされる補助金について適用し、同日前に交付の申請がなされた補助金については、なお従前の例による。

(消防局総務部消防団課)